

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築基準法		法令番号	昭和25年法律第201号	
手続名	指定確認検査機関の指定		根拠条項	法第6条の2第2項、法第77条の18第1項	
審査基準	<p>○建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（H11年建設省令第13号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関に係る指定の申請（第14条） ・指定確認検査機関に係る指定の区分（第15条） ・確認検査員の数（第16条） ・指定確認検査機関に係る構成員の構成（第18条） <p>○下記の住宅局長通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定確認検査機関について」（H11.4.28建設省住指発第201号、住指発第48号） ・「指定確認検査機関指定準則」（H11.4.28建設省住指発第201号、住指発第48号） 				
	受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関
			標準処理期間	30日	目次
			標準経由期間	日	No.